

富里市障害者グループホーム運営費補助金交付要綱

(平成20年4月1日告示第54号)

改正 平成20年4月23日告示第96号 平成21年4月1日告示第63号の5
平成23年6月27日告示第91号 平成25年4月1日告示第80号の5
平成26年4月1日告示第71号⁰¹³ 令和5年3月10日告示第28号
令和5年3月14日告示第30号

(目的)

第1条 この要綱は、県内に所在する障害者グループホームの運営体制の充実を図るため、運営等に要する経費の一部について、予算の範囲内において富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付することにより、地域社会における障害者の自立を助長し、もって社会復帰の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) グループホーム 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。
- (2) 障害支援区分 法第4条第4項に規定する障害支援区分をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、住居定員が6人以下のグループホーム（現に入居者のいるものに限る。）を運営するものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、人件費、運営費その他のグループホームの運営に必要な経費とする。ただし、入居者が負担する食材料費、家賃、光熱水費等を除く。

(補助金の算定方法)

第5条 補助金の補助基準額は、別表のとおりとする。

- 2 補助金の交付額は、別表に定める補助基準額と対象経費の実支出額から寄附金その他の収入を控除した額を比較して少ない方の額とする。ただし、法に基づく共同生活援助サービス費、入院時支援特別加算、長期入院時支援特別加算、帰宅時支援加算、長期帰宅時支援加算を受けている場合は当該金額

を除いた額を補助基準額とする。この場合における補助基準額の適用については、月の初日の世話人配置、定員及び障害支援区分によるものとする。

(交付の申請)

第6条 規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、富里市障害者グループホーム運営費補助金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請を受けたときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、富里市障害者グループホーム運営費補助金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(変更の承認)

第8条 前条の規定による決定を受けた者は、申請内容に変更が生じたときは、富里市障害者グループホーム運営費補助金変更・中止（廃止）承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を調査し、変更の承認の可否を決定し、富里市障害者グループホーム運営費補助金変更・中止（廃止）承認・却下通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、規則第15条の規定により、富里市障害者グループホーム運営費補助金実績報告書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査等により、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めるときは交付すべき額を確定し、富里市障害者グループホーム運営費補助金交付確定通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 前条に規定により通知を受けた申請者が、補助金の交付を受けようとするときは、富里市障害者グループホーム運営費補助金交付請求書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第12条 申請者が補助対象事業の目的を達成するため、市長が特に必要と認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 申請者が、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、富里市障害者グループホーム運営費補助金概算払請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第13条 市長は、申請者が補助金等を他の用途への使用をし、その他補助事業等に関し補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助対象事業に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 市長は、前2項の返還の請求に係る補助金で、やむを得ない事情があると認めるときは、申請者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成20年4月23日告示第96号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の富里市障害者グループホーム等運営費補助金交付要綱の規定は、平成20年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成21年4月1日告示第63号の5）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成23年6月27日告示第91号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の富里市障害者グループホーム等

運営費補助金交付要綱の規定は、平成23年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成25年4月1日告示第80号05）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成26年4月1日告示第71号013）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前に、改正前の富里市障害者グループホーム等運営費補助金交付要綱の規定に基づいて調製した用紙は、この告示の施行後においても、当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

附 則（令和5年3月10日告示第28号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

世話人配置 区分	定員	障害支援区分	補助基準額（入居者1人 当たり）
4：1	4人以下	非該当・区分1	108,000円
		区分2	122,000円
		区分3	127,000円
		区分4	151,000円
		区分5	188,000円
		区分6	215,000円
	5人	非該当・区分1	93,000円
		区分2	107,000円
		区分3	126,000円
		区分4	146,000円
		区分5	177,000円
		区分6	204,000円

	6人	非該当・区分1	83,000円
		区分2	97,000円
		区分3	119,000円
		区分4	139,000円
		区分5	170,000円
		区分6	199,000円
5:1	4人以下	非該当・区分1	94,000円
		区分2	107,000円
		区分3	112,000円
		区分4	136,000円
		区分5	172,000円
		区分6	200,000円
	5人	非該当・区分1	79,000円
		区分2	92,000円
		区分3	111,000円
		区分4	131,000円
		区分5	161,000円
		区分6	189,000円
	6人	非該当・区分1	69,000円
		区分2	82,000円
		区分3	104,000円
		区分4	124,000円
		区分5	154,000円
		区分6	184,000円
6:1	4人以下	非該当・区分1	85,000円
		区分2	97,000円
		区分3	102,000円
		区分4	126,000円

		区分 5	1 6 2, 0 0 0 円
		区分 6	1 9 0, 0 0 0 円
	5 人	非該当・区分 1	7 0, 0 0 0 円
		区分 2	8 2, 0 0 0 円
		区分 3	1 0 1, 0 0 0 円
		区分 4	1 2 1, 0 0 0 円
		区分 5	1 5 1, 0 0 0 円
		区分 6	1 7 9, 0 0 0 円
	6 人	非該当・区分 1	6 0, 0 0 0 円
		区分 2	7 2, 0 0 0 円
		区分 3	9 4, 0 0 0 円
		区分 4	1 1 4, 0 0 0 円
		区分 5	1 4 4, 0 0 0 円
		区分 6	1 7 4, 0 0 0 円

備考 月の途中で世話人配置、定員又は障害支援区分が変更になった場合は、月の初日の区分を適用するものとする。

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

富里市長 様

所在地
申請者 名 称
代表者 ⑩

富里市障害者グループホーム運営費補助金交付申請書

年度富里市障害者グループホーム運営費補助金の交付を受けたいので、富里市障害者グループホーム運営費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金申請額 円

概算払の交付請求の有無 有・無

概算払を受けたい時期及び金額			
月	月	月	月
円	円	円	円
概算払を受けようとする理由			

備考 概算払を受けたい場合は、資金収支計画書を添付すること。

2 補助金所要額調書（別紙）

事業者名 _____

1 補助金所要額

(単位：円)

対象者数	対象経費			補助基準額計 D	補助所要額 (CとDを比較して 少ない額) E	備考
	対象経費の 支出予定額 A	寄附金その他の 収入予定額 B	差引額 C (A - B)			

備考

- 1 Aの対象経費の支出予定額は、対象者分に係る分について按分等により計算した額を記入する。
- 2 Dの補助基準額計欄には、「2 対象者の内訳」の合計額が入る。
- 3 歳入歳出予算書抄本を添付すること。

2 対象者の内訳

事業所名 共同生活住居名	定員	入居者氏名	利用延月数①	補助基準額②	国加算等の計③	合計 ①×②-③
計						

備考

- 1 入居者が月の途中で入退去した場合は日割計算を行い、小数点以下第2位まで算出する。（小数点第3位以下を切捨て）
（例：4月1日～8月13日までの利用の場合、8月は13日÷31日=0.419⇒0.41のため、4.41月となる。）
- 2 区分の適用は月の初日の世話人配置、定員、障害支援区分によるものとする。
- 3 「国加算等の計」の欄には、共同生活援助サービス費、入院時支援特別加算、長期入院時支援特別加算、帰宅時支援加算、長期帰宅時支援加算の合計額を記入すること。

指令第 号
年 月 日

様

富里市長

印

富里市障害者グループホーム運営費補助金交付決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度富里市障害者グループホーム運営費補助金について、下記のとおり決定・却下したので、富里市障害者グループホーム運営費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

概算払による交付額

交付時期	月	月	月	月
交付金額	円	円	円	円

備考 概算払の決定を受けた場合は、富里市障害者グループホーム運営費補助金交付要綱第12条第2項に規定する富里市障害者グループホーム運営費補助金概算払請求書を市長に提出してください。

2 申請却下

理由

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

富里市長 様

所在地
申請者 名称
代表者 ⑩

富里市障害者グループホーム運営費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け指令第 号で補助金交付の決定あった富里市障害者グループホーム運営費補助金に係る事業を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、富里市障害者グループホーム運営費補助金交付要綱第8条第1項の規定により承認を申請します。

記

追加交付申請額 円
既交付決定額 円
変更（中止・廃止）後補助金所要額 円
変更（中止・廃止）後の概算払の交付請求の有無 有・無

概算払を受けたい時期及び金額				
既 受 入 済 額	月	月	月	月
円	円	円	円	円
概算払を受けようとする理由				

備考 概算払を受けたい場合は、資金収支計画書を添付すること。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更の場合、変更したい内容

- (1) 補助金所要額変更調書（別紙）
- (2) 定員 人（ 年 月 日変更）

事業者名 _____

1 補助金所要額

(単位：円)

対象者数	対象経費			補助基準額計 D	補助所要額 (CとDを比較して 少ない額) E	備考
	対象経費の 支出予定額 A	寄附金その他の 収入予定額 B	差引額 C (A - B)			

備考

- 1 Aの対象経費の支出予定額は、対象者分に係る分について按分等により計算した額を記入する。
- 2 Dの補助基準額計欄には、「2 対象者の内訳」の合計額が入る。
- 3 歳入歳出予算書抄本を添付すること。

2 対象者の内訳

事業所名 共同生活住居名	定員	入居者氏名	利用延月数①	補助基準額②	国加算等の計③	合計 ①×②-③
計						

備考

- 1 入居者が月の途中で入退去した場合は日割計算を行い、小数点以下第2位まで算出する。（小数点第3位以下を切捨て）
（例：4月1日～8月13日までの利用の場合、8月は13日÷31日=0.419⇒0.41のため、4.41月となる。）
- 2 区分の適用は月の初日の世話人配置、定員、障害支援区分よるものとする。
- 3 「国加算等の計」の欄には、共同生活援助サービス費、入院時支援特別加算、長期入院時支援特別加算、帰宅時支援加算、長期帰宅時支援加算の合計額を記入すること。

第4号様式（第8条関係）

指令第 号
年 月 日

様

富里市長

印

富里市障害者グループホーム運営費補助金変更（中止・廃止）
承認・却下通知書

年 月 日付で申請のあった 年度富里市障害者グループホーム運営費補助金の変更（中止・廃止）について、下記のとおり承認・却下したので、富里市障害者グループホーム運営費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 承認

変更後の交付決定額 円

変更後の概算払による交付額

交付時期	既交付済額	月	月	月	月
交付金額	円	円	円	円	円

備考 概算払の決定を受けた場合は、富里市障害者グループホーム運営費補助金交付要綱第12条第2項に規定する富里市障害者グループホーム運営費補助金概算払請求書を市長に提出してください。

2 申請却下

理由

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

富里市長 様

所在地
申請者 名 称
代表者

㊟

富里市障害者グループホーム運営費補助金実績報告書

富里市障害者グループホーム運営費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり実績報告します。

記

- 1 補助金決定額 円
- 2 補助金所要額収支精算書（別紙）

1 補助金精算書

(単位：円)

対象者数	対象経費			補助基準額計 D	補助所要額 (CとDを比較して少ない額) E	交付決定額 F	差引 過不足額 F - E
	対象経費の 支出額 A	寄附金その他の 収入額 B	差 引 額 C (A - B)				

備考

- 1 Aの対象経費の支出予定額は、対象者分に係る分について按分等により計算した額を記入する。
- 2 Dの補助基準額計欄には、「2 対象者の内訳」の合計額が入る。
- 3 歳入歳出決算（見込）書抄本を添付すること。

2 対象者の内訳

事業所名 共同生活住居名	定員	入居者氏名	利用延月数①	補助基準額②	国加算等の計③	合計 ①×②-③
計						

備考

- 1 入居者が月の途中で入退去した場合は日割計算を行い、小数点以下第2位まで算出する。（小数点第3位以下を切捨て）
（例：4月1日～8月13日までの利用の場合、8月は13日÷31日=0.419⇒0.41のため、4.41月となる。）
- 2 区分の適用は月の初日の世話人配置、定員、障害支援区分によるものとする。
- 3 「国加算等の計」の欄には、共同生活援助サービス費、入院時支援特別加算、長期入院時支援特別加算、帰宅時支援加算、長期帰宅時支援加算の合計額を記入すること。

第6号様式（第10条関係）

達第 号
年 月 日

様

富里市長

印

富里市障害者グループホーム運営費補助金交付確定通知書

年 月 日付け指令第 号で交付決定した富里市障害者グループホーム運営費補助金については、富里市障害者グループホーム運営費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

交付確定額

円

第7号様式（第11条関係）

富里市障害者グループホーム運営費補助金請求書

年 月 日

富里市長 様

所在地
申請者 名称
代表者 ⑩

年 月 日付けで確定通知のありました富里市障害者グループホーム運営費補助金を富里市障害者グループホーム運営費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

交付確定額 金 円

既概算払交付額 金 円

今回請求額 金 円

金融機関名	銀行 信用金庫 農協 信用組合	支店 本店 本所
口座番号	普通・当座	
フリガナ 口座名義人		

添付書類

富里市障害者グループホーム運営費補助金交付確定通知書

第8号様式（第12条関係）

富里市障害者グループホーム運営費補助金概算払請求書

富里市長

様

所在地
申請者 名称
代表者

⑩

年 月 日付け指令第 号で交付決定のあった富里市障害者グループホーム運営費補助金について、富里市障害者グループホーム運営費補助金交付要綱第12条第2項の規定により次のとおり概算払されますよう請求します。

補助金交付決定額 ①		円
既 交 付 済 額 ②	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	計	円
今 回 請 求 額 ③		円
補助金交付決定額との差額 ①－②－③		円

備考 既交付済額には、既に概算払を行っている場合、その交付年月日及び交付金額を記入してください。

金融機関名	銀行	支店
	信用金庫	本店
口座番号	農協	本店
	信用組合	本所
フリガナ	普通・当座	
口座名義人		